

自主避難所の開設及び運営基準

1 目的

台風の接近等により災害発生のおそれがある場合において、指定避難所の開設前に自主避難所として開設するための基準について定めることを目的とする。

2 自主避難所

自主避難所は、災害対策基本法に基づく指定避難所とは異なり、避難指示などの避難情報の発令を行っていない段階において、自宅等に居続けることに不安や身の危険を感じる市民の方が安全を確保するため、一時的に避難する場所のことで、次項に定める基準により開設する避難所のこと。

3 開設の基準

次の項目のいずれかに該当する場合に市が自主避難所を開設する。

- (1) 強い台風が市域に接近するおそれがある、又は長時間降雨により洪水や土砂災害の危険性が高まっている場合において、市長が必要と認めたとき（※強い台風とは、台風接近前に岩手県の予想最大風速（陸上）が 33m/s 以上（気象庁の強さ階級分けて「強い台風」以上に相当））。
- (2) その他、市長が必要と認めたとき。

4 開設する自主避難所

別表にある施設を自主避難所として開設することを基本とし、災害等の規模に応じて、市長が決定するものとする。

なお、自主避難所の選定に当たっては、浸水被害が想定される地域近傍の災害のおそれのない場所に立地していること、常勤職員がいること、駐車場があること及びバリアフリー設備が整備されている施設とし、開設する施設については別表のうち状況に応じて決定する。

また、運営に当たっては、施設所管課が開設運営することとし、応援担当課が支援を行うことを基本とする。

5 開設時期

第 3 項に基づき自主避難所を開設する場合の開設時期は、次の事項により総合的に判断する。

- (1) 気象庁が発表する「台風に関する気象情報」において、24 時間予報により市域に接近することが見込まれるとき。
- (2) 岩手県の「風水害対策支援チーム」から助言があったとき。
- (3) その他、気象状況等から市長が必要と認めたとき。

6 開設手順

開設手順は、次のとおりとする。

- (1) 開設基準に基づき、市長が危機管理監（総務部長）に指示する。
- (2) 危機管理監（総務部長）は、自主避難所の開設を危機管理防災課長に指示し、危機管理防災課長は開設する施設所管課長及び応援担当課長に自主避難所の開設を伝達する。
- (3) 上記伝達を受けた施設所管課長及び応援担当課長は、所管する施設を自主避難所として開設する。
- (4) 施設所管課長は自主避難所が開設された場合又は開設予定時間が決定した場合は、危機管理防災課長に通報し、危機管理防災課長はその旨危機管理監（総務部長）に報告する。
- (5) 前号報告後、危機管理防災課長は自主避難所の開設について、広聴広報課長に依頼し市民への広報を行うとともに、経緯を記録し、危機管理監（総務部長）に報告する。

7 開設時の広報活動

自主避難所を開設する場合は、テレビ、ラジオや市ホームページ等により市民に周知を図ることとし、また、自主避難所を閉鎖する場合においても同様とする。また、平時において、自主避難所に関する情報を市ホームページ等に掲載し周知を図るものとする。

8 自主避難所の運営

- (1) 自主避難所の開設に当たっては、次の事項に留意することとする。
 - ア 自主避難所の開設を決定した場合、施設職員は、施設利用者がいる場合は、利用者に自主避難所開設の旨を説明し、施設利用に制限が生じる旨を説明する。
 - イ 自主避難所の運営は、施設所管課及び応援担当課の職員が運営し、施設職員はこれに協力するものとする（対応する施設所管課及び応援担当課の職員は2名程度とする）。
 - ウ 自主避難所は、一時的に避難する場所を提供するものであり、飲食・毛布等生活必需品の提供は原則行わない。市ホームページにその旨記載するほか、開設情報の発信に合わせ、自主避難者に対し避難前に各自で準備するよう伝達するとともに、施設内に看板等で周知することとする。
 - エ 自主避難所の閉鎖について、台風の暴風域が市に影響を及ぼさない進路で通過するなど災害のおそれなくなった場合や気象情報、市内の被害状況及び避難者の状況等を踏まえて、市長が閉鎖を決定する。
- (2) 自主避難所を利用する際、次の事項に留意するよう利用者に伝達することとする。
 - ア 自主避難者は、受付で住所、氏名、年齢及び緊急連絡先を届け出ること。
 - イ 自主避難者が一時的に外出する場合は、避難所運営職員に行先及び帰所時間及び連絡先を届け出ること。
 - ウ 自主避難所での事故等については、施設管理者の重大な過失による場合を除き、本人の責任とすること。
 - エ 自主避難者が他の避難者に著しい迷惑行為を行った場合及び職員の指示に従わない場合は、自主避難所から退去させる場合があること。

オ 自主避難者が自家用車で避難した場合、車両番号を受付に届け出ること。また、駐車場の利用に当たっては避難所運営職員及び施設職員の指示に従うこと。

別表 開設する自主避難所※

地区名	自主避難所の名称	所在地	収容人数	運営担当課 (施設所管課)	応援担当課
中央	①下小路中学校	愛宕町 1-1	362	[教育]総務課	文化国際課
	②山岸地区活動センター	山岸 4-11-13	147	市民協働推進課	資源循環推進課
西	①西厨川老人福祉センター	北天昌寺町 7-27	32	長寿社会課	用地課
	②厨川地区活動センター	前九年 3-7-1	216	市民協働推進課	景観政策課
南	①向中野児童センター	向中野 5-10-70	79	子ども青少年課	盛岡南整備課
	②太田地区活動センター／太田老人福祉センター	中太田深持 9	228	市民協働推進課	道路建設課
	③都南公民館	永井 24-10-1	210	[教育]生涯学習課	[市場] 業務課
東	①杜陵老人福祉センター	南大通 1-7-5	51	長寿社会課	環境企画課
	②河南中学校	茶畑 2-17-1	349	[教育]総務課	学務教職員課
	③加賀野児童・老人福祉センター／加賀野地区活動センター	加賀野 4-18-56	273	長寿社会課	クリーンセンター
南東	①中野地区活動センター	東安庭字小森 57-1	165	市民協働推進課	市街地整備課
	②乙部児童センター	乙部 8-3-4	57	子ども青少年課	[病院] 総務課
玉山	①玉山総合福祉センター	渋民字泉田 360	88	[玉山]総務課	住民福祉課
	②玉山地区公民館	日戸字鷹高 50-16	48	[教育]生涯学習課	クリーンセンター

※ 「玉山地区公民館」以外の施設は水害時に優先的に開設する避難所と重複している。
「①、②、③」それぞれの地区における開設順位を示している。

